

# 税務経理

## 目次

【基礎講座】評価担当者必須の家屋評価の仕組みと評価実務(15)……………	2
【全国特集】都道府県・政令市2019年度税収決算見込みと特色(例)(島根県、熊本県)……………	13
【特集】「コロナ禍対応、企業支援を」経団連の21年度税制改正要望……………	14
【税制・税務の動き】国際課税ルール、年内合意断念—OECD、など……………	18
【税金周辺情報】3次補正、通常国会提出へ—雇用など追加経済対策—政府・与党／返済猶予を半年延長—コロナ打撃の途上国支援—G20財務相会議、など……………	15
【海外トピックス】今年の世界成長、マイナス4.4%—IMF予想、など……………	17
【私の苦心】「初めての税務業務」—秋田市企画財政部市民税課長 小林 丞……………	20

## フォーラム

### 会計の「保守主義の原則」

税理士(東京税理士会)  
菅納 敏恭

会計には「保守主義の原則」と言われるものがある。企業会計原則は、実務の慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約した基準であるが、その一般原則の一つに「保守主義の原則」が挙げられている。

「保守主義の原則」は企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合にはこれに備え、収益計上は慎重に、費用計上は予測される将来の危機に備えておくべきというものである。企業会計の役割は企業の財政状態、経営成績について真実の

報告を提供するものであるという考えからすると、会計処理にバイアスを認める「保守主義の原則」は旗色が悪い。もともと会計処理には許される選択の幅があり、絶対的な真実があるとするものではないといえ、「保守主義の原則」はあえて一定方向のバイアスを容認するものである。

リーマン・ショック以降、日本の企業は内部留保に努め、上場企業の内部留保の総額は数百兆円になると言われた。この過剰とも思われる内部留保について、いわゆる「物言う株主」は株主への

●昭和24年10月25日 第3種郵便物認可 ●発行/毎週2回火・金曜日(但し祝日を除く) ●発行所/時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号 〒104-8178  
本誌掲載記事・写真などの無断複写、複製、転載を禁じます。  
©時事通信社2020

還元を求め、さらには政府サイドからこの留保に再度課税しようという意見さえあった。しかし、今般のコロナウイルス感染症拡大により経済の萎縮が起こるとそのような声は聞かれなくなった。企業の内部留保は会計上の「保守主義」の適用の結果ではない。適正な会計処理の結果である企業利益を配当や新規投資に回さず、企業内に積み上げてきたのである。しかし外部への流出を嫌い、内部に資金を貯め込んでおくという経営判断には、会計の「保守主義」と同じ思考がある。

人間の営みには常に不測の事態が起こり得る。突然の事件・事故には思いもしなかった良いこともあるし、考え及ばぬ災禍もあろう。禍福は同じように起こり得るとしても、プラスの事態はチャンスを抑えなければ済むのに対し、マイナスの事態は避けることができず、ダメージを被る。池に投げ込まれた石の波紋はやがて収まるとしても、その波がプラス要因とマイナス要因では影響の度合いが違ふ。今般のコロナウイルス感染症は不測のマイナス要因であるが、大型倒産が起こっていない。これは企業サイドの内部留保が功を奏した面もあろう。

過度な会計の「保守主義」は好ましくはないが、会計原則は長年の人類の知恵である。コロナウイルス感染症は儼然と(ぎょうこう)を望まず奇禍に備えるという「保守主義」の心構えを再認識させてくれた。



## 基礎講座

基礎からわかる

評価担当者  
必須の

# 家屋評価の 仕組みと評価実務

15



## 非木造建物(事務所ビル)の評価 基礎実務

「再建築費評価点基準表と見積書の分析  
および意匠図・設備設計図書」の解説

### 第2 部分別の解説(つづき)

#### 十二 建築設備

第14回目(9月4日号)の掲載において、「建築設備の概要」から再建築費評価点基準表の評価項目「動力配線設備」の解説をしました。平成30基準年度から令和3基準年度に評価替えのため、本稿から令和3基準年度の内容にて掲載いたします。

#### ◇評価項目

電気設備

#### (1) 電灯設備

電灯設備の概要

平成30基準年度の評価項目「電灯コンセント配線設備」と「照明設備」が統合されて新規に「電

灯設備」という評価項目が設定されました。

評価項目「電灯コンセント配線設備」と「照明設備」により評価している設備はともに電灯分電盤から施工され、配線の施工も同様なものであるため、評価項目「電灯設備」に統合したものです。評価数の付設は、簡便になりましたが平成30基準年度の評価項目である「電灯コンセント配線設備」「照明設備」の内容と同様と思われるので参考として解説します。

一般的に電灯設備とは、単相(1Φ(ファイ))で送られてくる電気で動く電気設備全体をいい、建物の電灯コンセント設備、照明設備および単相機器設備である小型電気機器類を接続するための配線設備です。

電灯設備は、建物の種類、用途、規模等によって、その配線設備の回路の総負荷容量が異なつてきます。

電灯設備の配線経路は、一般的(家庭用)には、変電所より送られてくる電気を電柱に設備されている変圧器(トランス)により100ボルト/200ボルトに降圧され引き込み線によって取付

器まで配線され、屋内の分電盤に送られます。

回路の総負荷容量が多くなると、安全性と経済上にも問題があるため、回路をいくつかに分けて1回路の灯数およびワット数を一定の限度に抑えるのが一般的です。このように回路を分けるのを分岐回路といい、点検、配線の安全性の確認のためにこの分岐回路に開閉器が設けられています。これを分岐開閉器といい、分岐開閉器や配線用遮断器を1カ所に集めたものが分電盤です。

#### ○ 電灯機器

電灯機器(電灯設備)を大きく区分すると、コンセント配線設備、照明設備、単相機器設備に分れます。さらに、照明設備を誘導灯設備、非常照明設備、外灯設備に分けることができます。

電灯機器とは、単相(1Φ)の電気で動く機器で単相2線式100ボルトと単相2線式200ボルトがあり、単相2線式100ボルトとは、電灯コンセント、一般的な家庭用電気機器で使用される電気方式です。弱電系のコンセント、照明等(蛍光灯、白熱灯)に一般的に使用されています。単相2線式200ボルトとは、比較的容量の大きいエアコン、IHヒーター調理器等に使用されます。

また、単相3線式100ボルト/200ボルトという電気方式もあります。

単相3線式とは、3本の電線のうち2本の線を使い分けることによって、100ボルト、200ボルト、両方の電気製品が使用できる配線方式で

す。

近時、オール電化の影響で一般家庭でも高出力のエアコン、IHヒーター調理器等の利用が増加し使用されています。

家庭用ではエアコンやIH調理器等に200ボルトのコンセントを配線するのが一般的ですが、事務所・店舗ビル等では照明にも200ボルトが施工されています。

### ○ 配線方法

配線方法は、木造家屋の電気設備と同様に電灯配線設備と呼ばれているもので「電灯・スイッチ・コンセント配線」と同様であり、電線を収めた配管(電線管)の種類、有無で判定します。複数の種類の配線方法が施工されている場合は、最も施工量の多いものによります。一般的な工事においては、系統ごとに需要率を考慮し最大電流を計算し、幹線と配線の種類を決定します。配線の種類は、配管配線、ケーブル配線、およびバスダクトの3種類に区分されています。最も多く施工されている方式はケーブル配線ですが、評価基準上の標準は、金属管配線とされています。

ちなみに電気の経路は、道路に建てられた電柱の上端に3本の電線が敷設されていますが、6600ボルトの電力が流れています。

この高圧の電力を、家庭用として電柱に取り付けられている変圧器(トランス)、または、地上に設置されている変圧器で200ボルトや100ボルトに降圧し、配電されています。

### A 碍子(がいし)引き配線工事

従前に施工されていた配線方法で、古い建物で見掛けます。

### B ケーブル配線工事

導体に絶縁性の被覆をしたものにさらに外装を施したもので、配線工事をします。近時、このケーブル配線工事が多く施工されています。ケーブルをはしご状のケーブルラックに縛って施工する方法と、ケーブルの頂部を建物の構造材に取り付けてつり下げて施工する方法があります。

### C 合成樹脂管配線工事

合成樹脂電線管といい、ポリ塩化ビニル樹脂で作られている硬質ビニル管の中に電線を収めて配線する工事です。VE管と呼び水道用塩ビ管のVP管、VU管とは、区別されています。また、ビニル樹脂系で作られているCD管、PF管は可とう性※があり、施工するのに優れた機能性のある電線管です。

※ 可とう性とは柔軟性、弾性があり自由自在に曲げることができます。

### D 金属管配線工事

金属管配線には、C管(薄鋼電線管)※、G管(厚鋼電線管)※、E管(ネジナシ電線管)※の3種類があり、それぞれ工事内容により施工されています。

※ C管(薄鋼電線管)とは、金属製電線管のうち管の肉厚が薄いものをいいます。

※ G管(厚鋼電線管)とは、金属製電線管の

うち管の肉厚が厚いものをいいます。

※ E管(ネジナシ電線管)とは、C管、G管とは違い、管端にネジが切られていないものをいいます。C管よりも管の肉厚が薄いため管の中の電線を増やすこともできません。

### E バスダクト工事

大規模な建物に施工される方法で一般的には導体にはアルミ帯または銅帯を使用し、導体の周りに絶縁空間を確保し外装を施す方法です。

### ○ スイッチ

スイッチ類は埋め込み用と露出用があり、照明器具を単につけたり、消したりするもので、次の通りのスイッチがあります。

### A リモコンスイッチ

照明器具などを遠方から集中的に点滅操作ができ電気の流れをON、OFFせずに信号線によって機能します。一般の家庭用のリモコンとは異なり、複数の照明を一箇所で集中操作するもので、主に事務所や体育館に施工されています。取り扱いはも非常に安全なものです。

### B マグネットスイッチ

電磁閉閉器といい、電動機の自動操作や遠方操作に施工されるスイッチです。

### C フロートスイッチ

水槽等の水位に合わせて電動機を自動的に操作するスイッチです。マグネットスイッチと合わせて施工されるスイッチです。

### D プレッシュャースイッチ

給水設備のプレッシャータンク方式の給水等に圧力スイッチで自動操作により揚水ポンプを稼働させるもので、マグネットスイッチと組み合わせで施工されるスイッチです。

### E 防爆スイッチ

ガス爆発等の危険のある場所で、安全に操作できるようにしたスイッチです。工場用建物等に施工されることの多いスイッチです。

### ○ コンセント

一般的にコンセントというと、平行なプラグが上下についている2口といわれるものが多用されています。最近の家庭用電気器具の普及、電算機等の事務用品機器の増加等により、その設置数は増加しています。使用目的や設置場所に合わせて次の通りのコンセントがあります。

#### A マルチメディアコンセント

電灯設備のコンセントだけではなく、テレビ、電話、ファクス、LAN設備等のコンセントを組み合わせ、ひとまとめにしたコンセントです。

#### B 引つ掛けコンセント

照明器具をつるすことができる天井付けのコンセントです。

#### C フロアコンセント

床面や床下に施工されるコンセントをいいます。

#### D 防雨用コンセント

外壁に取り付けている防雨型のコンセントです。  
【参考】 コンセントの一般的な設置数について

部屋の広さとコンセントの設置数

(1) 100ボルトの設置場所

① キッチン ……3〜4個

② ダイニング ……4個

③ リビング・個室

A 6畳…3個 B 8畳…4個

C 10畳…4個 D 10〜13畳…5〜6個

E 階段…1個 F トイレ…1個

G 玄関…1個 H 洗面所…2個

I 廊下…1個

(2) 200ボルトの設置場所

① キッチン ……1個

② リビング・個室…1個

③ ダイニング ……1個

※ この数量は筆者の経験と東京電力への聞き取りによりまとめたものです。

○ 100ボルトと200ボルトの使用方法

照明器具、テレビ、電気釜等は、100ボルトが施工されています。

また、近時、使用されているIHクッキングヒーター、エアコン、衣類乾燥機、食器洗い乾燥機などは決まった場所で使用され、200ボルトのコンセントは、専用回路を設け専用コンセントが施工されています。

① 標準評点数  
JIS照度基準※を参考にして、用途ごとに照度の設計を勘案、想定し標準評点数を積算して

ます。

※ JIS照度基準とは、空間として作業に必要な明るさをいい快適な事務等の環境をつくり出すことです。明るさを表す単位に「照度」というものがあり一般的に用いられLX(ルクス)とい

います。

② 標準量  
1・0平方メートルあたりです。

③ 補正項目および補正係数

令和3基準年度より削除されました。

④ 計算単位

延べ床面積です。

(2) 電話配線設備

電話配線設備の概要

電話設備とは、電話会社(正式には電気通信事業者)に依頼(加入)して音声を送受信すること

をいいます。

中規模、大規模な建物に設置されている電話設備は、自動式交換機(PBX:Private Branch Exchange)※や、いわゆるビジネスホンが一般的であり、外線からの通話および内線での通話とも自由に接続することができます。

一般家庭や小規模な事務所、店舗等に設置されている電話設備は、通常、外線1回線について1

個の電話機が接続され、引き込み口に保安器を設置し、その下部端子から、屋内線によって電話機

まで配線されています。回線を占有するような特

殊なものではないことから、一般加入電話という名称で呼ばれています。

なお、単体電話とも言われています。

家屋として評価すべき建築設備の「電話配線設備」は、電話会社の所有に属さない部分の電話配線設備で、建物の所有者等が自ら設置した電話配線設備を指しています。

#### ○ 電話配線工事

電話配線設備工事で関係する工事は、引き込み地点からの配管機器と配線は建築ルートの施工部分で、躯体(くたい)の貫通部分などが重要な工事区分です。

事務所ビルなどは、机の配置が決まらなければ電話機の位置が決められず、配線工事もできません。結局のところ、工事完了後の工事が多くなります。

#### A 内線

電話機1台ごとの電話線は、MDF(本配線盤)※から床下や壁の電話端子を經由して電話交換機の置いてある所まで配線されます。さらに各階の端子盤(ケーブル等を接続するための配線パネル)※を經由して各内線電話機まで接続されます。

100台の電話機があれば100本の電話線が必要となつて、全部電話交換機につながります。

1本の電話線は2本の導線からできていて、保守管理者が点検等しやすいように端子盤で整理されています。

電話配線工事に用いられる金属管および付属品等は、「電灯コンセント配線設備」とほぼ同じも

のが用いられ、規模の大きい建物の場合、各階の主要な端子盤は、各階を上下して貫通可能な壁面に設けられ、ケーブル敷設用の専用シャフトが設けられているのが通常です。大規模な建物等で事務所面積の広い事務室では床面から電話配線を取り出す必要があるので、フロアダクトを敷設し、必要に応じてアウトレットを設けます。その他に、フリーアクセス床(二重床)※にしてどこからでも自由に配線を取り出せるような施工をする方法もあります。

※ PBXとは、構内交換電話設備といい、構内交換機、電力設備、本配線盤(MDF)※、端子盤(IDF)※、内線電話機、その他接続用配線、局線等から構成されています。

つまり、電話交換機は、多くの利用者が相互に通信を希望すると1対1の通信システムを膨大に設ける必要があります。そこで、交換機による電話線のつなぎ換えができるのが電話交換機です。

電話交換機は、接続先を交換する装置で、例えばAさんからBさんに電話がかかってくると、交換機はBさんに接続されている電話線を探して、AさんとBさんを電話線で接続します。各電話機は交換機と接続されていれば、すべての人と相互に話ができる仕組みです。

※ MDF(本配線盤)とは、電話通信業者から引き込まれた電話線をまとめた集線盤をいい、電話回線の整理、試験、接続替え等の保安目的、また、増設するために容易に端子増設が可能なよ

うに設置されています。

※ 端子盤（IDF）とは、通信用の電線やケーブルの接続、分岐等を整理するために、建物の各フロアの盤に端子を付けて施工された金属製、木製の箱に入れた配電盤のことです。MDFとフロア内の電話機を中継する盤です。

※ フリーアクセス床とは、コンピュータ室のような大量の配線が必要とする部屋で、床上にその配線を這（は）わせることで障害になります。そこで、配線は床下スペースに這わせることで障害を除き邪魔になりません。この床下スペースがフリーアクセス床で、床下を自由に配線でき床上の機器や机等の移動も簡単にでき、近時、事務作業にLANとパソコンは不可欠なので一般事務室でもこのフリーアクセス床が多く施工されています。

## B 局線

建物の電話交換機から電話局（地域の拠点）へ至る電話線を管理しているのが電話局なので、局線と呼ばれています。大きな交換機があり、その拠点で管轄している管内の接続や電話局同士の中継を行っています。

## C 電話回線の種類

アナログ回線※……通常の電話回線で、ケーブルを使用して通話やファクスに利用されます。

ADSL回線……アナログ回線※を利用して接続するインターネット用の高速回線です。

ISDN回線……近時、光回線※が普及してきてから利用が少なくなりましたが、電話と同じよ

うに不特定の加入者間の通信を交換、接続する回線です。

※ アナログ回線とは、アナログ信号で音声やデータを送受信する回線です。

※ 光回線とは、光ケーブルを利用した高速大容量のデジタル通信回線です。近時、施工され利用されている光ファイバーを用いて光信号で情報の送受信を行う回線をいいます。

## D 電話機

電話機は、事務所、店舗等の卓上型と作業場、工場等の壁掛け型と2種類の電話機がありますが、電話機そのものは評価の対象外です。

### ① 標準評点数

電話配線設備の標準評点数は、端子盤、配管、配線、プルボックス、ボックス類、ケーブルラック、ローテーションスタッド等の資材費および労務費から成る延べ床面積1・0平方メートルのものです。

### ② 標準量

1・0平方メートル当たりです。

### ③ 補正項目および補正係数等

○ 事務所、店舗用建物の場合

電話配線設備の補正項目は、「配置」のみです。  
配置

「配置」の補正は、配線延長の長短による工事費の変動を電話配線の取り出し口の多少によって補正しようとするものであり、接続口の数は、次のように把握します。

A 電話配線設備は実際に電話機が設置されていなくても、配線が施工されていれば評価対象です。

B 「配置」の電話接続口数は、電話配線図・配管系統図等により電話用アウトレット※、またはモジュラージャック※の数の合計数です。

C モジュラージャックは一つの接続プレートに複数の接続口がついていても一口と数えます。

D テナントビルの場合、端子盤までは建物所有者が施工し、それ以後の配管、配線およびモジュラージャックの施工はテナント工事になっていることが多く、補正する際は注意が必要です。

E インターネットを利用するためのLAN配線設備（8極8芯）は、事業用資産であれば償却資産に該当するため電話配線設備には含めません。  
増点補正……1・15 密度の高いもの（電話接続口が延べ床面積7平方メートル以上1個以上のもの）  
標準 ……1・00 普通のもの（電話接続口が延べ床面積10平方メートル以上1個程度のもの）  
減点補正……0・50 密度の低いもの（電話接続口が延べ床面積20平方メートル以上1個以下のもの）

※ 電話用アウトレットとは、電話回線をつなぐ差し込み口のことです。近時の電話配線用の接続に用いられているものはモジュラージャックが多く施工されています。

※ モジュラージャックとは、電話回線などの

接続に用いられる差し込みでプラスチック製のプラグに金属のツメが付いた形をしており、簡単に脱着でき、モデムやLANの接続などに用いられています。近時、電話線差し込み口は、モジュラージャックを施工しています。

○ 住宅・アパート用建物の場合

非木造家屋の電話配線設備についての補正項目「配置」について「固定資産評価基準解説(家屋篇)」に示されていますが、他の用途の再建築費評点基準表を同一に取り扱うことはできません。

「固定資産評価基準解説(家屋篇)」に示されている当該標準施工量は「事務所・店舗・百貨店用建物」について定められているので、他の用途の場合はそのまま用いることはできません。

このことから、従来は、補正項目「配置」の補正による補正係数の増点補正・標準・減点補正については、事務所、店舗等用、住宅・アパート用建物とも補正係数は一定になるようにそれぞれの標準評点数の比率によって標準となる数値を設定(個人的に)し、補正計算をしていました。

しかし、住宅用における電話配線設備の「配置」について平成21基準年度「評価替え質疑応答集・家屋編(追録)」(一般財団法人資産評価システム研究センター刊)に示されていますが、これは、当センターの平成19年度「家屋に関する調査研究委員会」においてまとめられた調査結果の通り住宅用における電話配線設備についての判定基準が総務省から次の通り示されました。

なお、建築設備全体について、住宅・アパート用建物の数値は示されていません。

住宅・アパート用建物における標準的な施工数量を補正数値に表すと次の通りです。

増点補正……1・15 密度の高いもの(電話接続口0・04個/平方メートル程度のもの)

標準 ……1・00 普通のもの(0・03個/平方メートル程度のもの)

減点補正……0・50 密度の低いもの(0・02個/平方メートル程度のもの)

④ 計算単位  
延べ床面積です。

⑤ 評点付設に当たって留意すべき事項  
A 「配置」の補正は、取り出し口に実際に電話機が接続されているかどうかにかかわらず、取り出し口全部の個数により補正を行います。

B 計算単位については、「延べ床面積」を用いますが、実際に評価する家屋の電話配線設備の内容が電話配線・配管系統図、弱電設備配置図、見積書等で確認し、別表第12「非木造家屋再建築費評点基準表」で示しているものと極端に相違する場合、実際に電話配線設備の施工されている部分の床面積を用いても差し支えありません。

⑥ 確認事項

A 電話接続口の設置数(内線数、電話配線・配管系統図、弱電設備配置図、見積書等により)

B フロアダクトの施工範囲(弱電設備配置図、見積書等により)

C 建物規模(登記簿、平面図により)

(3) 呼出表示設備

平成30基準年度の評点項目「呼出信号設備」、「盗難非常通報装置」および「ナースコール設備」については、配線の施工状況が同様な施工方法であるため、令和3基準年度から評点項目「呼出表示設備」として統合されました。

そこで、平成30基準年度においての評点項目の概要として次の通り参考として解説します。

【参考】

○ 呼出信号設備の概要

呼出信号設備は、離れた場所にいる特定の人を呼び出すための設備です。

装置の簡単なものから複雑なものまで多種多様がありますが、身障者用のトイレに設置することが多く、呼び出し方法は、直接信号表示装置と私設電話交換機を用いて信号あるいは表示をする方法のものがあります。また、ランプにより呼び出す人の名前や職名あるいは記号等を照らし出し、呼び出す方法があります。併せてベル、ブザー等により呼び出す方法のものもあります。

○ 盗難非常通報装置の概要

盗難防止を目的とした警報装置で侵入発生をセンサーにて発見し、自動的に警備室または警備会社に通報する装置です。また、押しボタンにより通報するものもあります。

○ ナースコール設備

病院、ホテル等に設置されている設備で、評価

基準において設定されている評点項目です。呼び出し側で押しボタンを押せば通話ができるシステムです。

また、同時にパイロットランプがその室の廊下側に点灯し知らせることができ、装置もあります。

### ① 標準評点数

標準評点数の積算は、ナースコール設備を想定して、呼び出し側の押しボタンから表示灯および主装置までの配線等の評点数を押しボタン1カ所当たりで算出しています。

### ② 標準量

1カ所当たりです。

### ③ 補正項目および補正係数

評点項目の統合に伴い削除されています。

### ④ 計算単位

押しボタンの箇所数です。

### (4) 自動車管制装置

#### 自動車管制装置の概要

自動車管制装置とは、感知器（発光器、受光器）やカメラ等で空車スペースや場内状況を監視し、案内表示や満車・空車の情報を利用者に知らせ、誘導員に代わって駐車場内の車の流れを円滑にコントロールする装置です。

この装置により、無人で車をスムーズに駐車スペースに誘導し、各種表示灯によって場内の安全走行を確保し、場内の利用状況を管制室で監視できる装置です。

### ① 標準評点数

自動車管制装置の標準評点数は、感知器、案内表示、満車表示、信号灯、誘導灯等の各種表示灯、配線、配管等の資材費および労務費から成る駐車床面積1・0平方メートル当たりのものです。

### ② 標準量

駐車床面積1平方メートル当たりです。

### ③ 補正項目および補正係数等

補正項目は、「規模」と「程度」の2項目です。

#### A 規模

「規模」の補正は、駐車場の規模の大小により単位当たりの工事費が相違することに着目した補正項目です。

駐車床面積1・0平方メートル当たりの工事費を算出した場合に、駐車場部分の床面積が大きくなれば総工事費が増加するのは当たり前のことですが、駐車床面積1・0平方メートル当たりで換算すると工事費は減少する傾向があります。

逆に駐車床面積が小さくなれば総工事費は減少することとなり、駐車床面積1・0平方メートル当たりで換算すると工事費は高くなるという傾向があります。

増点補正……1・05 500平方メートル程度のもの(上限)

標準 ……1・00

減点補正……0・93 1500平方メートル程度のもの(下限)

この補正は、駐車場の規模の大小により単位当

たりの工事費が相違することに着目した補正項目であり、計算単位である駐車床面積で補正をします。

なお、本稿においては、上限、下限とします。

#### B 程度

増点補正……5・00 上等なもの(空車、満車などの管制を自動表示する程度のもの)

標準 ……1・00 普通のもの(駐車床面積600平方メートル当たり管制装置が1セット程度のもの)

減点補正……0・90 普通以下のもの(駐車床面積1000平方メートル当たり管制装置が1セット程度のもの)

増点補正率の5・00は、高い係数となっていますが、これは管制装置自体の程度差によって配慮されていますので実際の工事費等により総合的に勘案して、補正してください。

なお、「程度」の補正は、自動車管制装置の管理状況ランクを補正しようとするものです。

### ④ 計算単位

計算単位は駐車場部分のほか、斜路の出入り口や駐車場内に設けられている管制室の部分の床面積も含めた「駐車床面積」です。

### ⑤ 確認事項

○ 駐車床面積(登記済通知書、平面図等により)

○ 空車、満車の自動表示装置の有無および程度(施工状況、平面図、見積書等により)



(5) インターホン配線設備  
 インターホン配線設備の概要

別表第12「非木造家屋再建築費評価点基準表」の  
 評価項目「インターホン配線設備」は、住宅用の  
 インターホンや電話設備という内線電話ではなく、  
 局線と接続のない屋内専用の交換台なしで通話で  
 きる機器の配線設備のことをいいます。

なお、インターホン配線設備とは別に、住戸の  
 玄関横にドアホンが設置されている場合には、評  
 点項目「ドアホン」により評価付設します。

① 標準評価点数

インターホン配線設備の標準評価点数は、配管、  
 配線、ボックス等の資材費および労務費から成る  
 インターホン1組当たりのもので、配線部分のみ  
 が対象とされません。

② 標準量

1台当たりです。

③ 補正項目および補正係数等

補正項目は「規模」と「程度」の2項目です。

A 規模

増点補正……1・05 15台程度

標準 ……1・00 30台程度

B 程度

標準 ……1・00 カメラ付きのもの

減点補正……0・20 通話型のもの

④ 計算単位

台数です。

⑤ 確認事項

○ インターホンの設置数(弱電設備配置図、  
 見積書、目視等により)の確認

○ 配線の種類、程度(見積書により)の確認  
 (6) ドアホン

押しボタンを玄関に取り付け、室内と通話する  
 ための機器です。

① 標準評価点数

親機、子機の機器および配線設備を含めて積算  
 されています。

② 標準量

1式当たりです。

③ 補正項目および補正係数

施工の程度  
 標準 ……1・00 カメラ付きのもの  
 減点補正……0・30 通話型のもの

④ 計算単位

建築設備数です。

(7) 拡声器配線設備

拡声器配線設備の概要

別表第12「非木造家屋再建築費評価点基準表」の  
 評価項目「拡声器配線設備」は、音声を拡大して  
 多数の人に情報、伝達事項を放送にて流す装置の  
 ことをいい、事務所、銀行、劇場、病院、工場、  
 駅等で呼び出し、伝達、放送等に利用されていま  
 す。この設備はマイクロホン、アンプ、スピーカ  
 ーから構成されていますが、評価の対象となるの  
 はアンプとスピーカーをつないでいる配線部分で  
 す。

主要機器

- A マイクロホン
- B スピーカー
- C アンプ(増幅器)
- D ミキサ(混成器)
- E レコードプレーヤー
- F 出力制御(ボリュームコントロール)

配線

拡声装置の配線は、呼び出し、連絡、放送等の  
 対象となる建物内の範囲が全館の場合もあれば一  
 部の階の場合もあるので、一般的に配線は各階を  
 別系統とし、放送室での切り替えにより全館一斉  
 放送もできるようになっています。

配線は、電灯コンセント配線設備の場合と同様  
 に金属管内配線とされる場合と天井裏に弱電ケー  
 ブルを流し配線される場合があります。

① 標準評点数

拡声器配線設備の標準評点数は、配管、配線、ボックス等の資材費および労務費から成る対象床面積1・0平方メートル当たりのものです。

② 標準量

対象床面積1・0平方メートル当たりです。

③ 補正項目および補正係数等

補正項目は、「器具数」と「程度」の2項目です。

A 器具数

「器具数」の補正は、配線に係る工事費を配線延長と器具数の多少によって補正します。配線の延長を外部にあるスピーカーの設置数によって判断し、スピーカーを取り付けていなくても取り付け用のアウトレットがあれば計算単位に含めます。

増点補正

……1・25 多いもの(対象床面積35平方メートル当たり、スピーカーの設置数が1個程度のもの)

標準

……1・00 普通のもの(対象床面積70平方メートル当たり、スピーカーの設置数が1個程度のもの)

減点補正……0・60 少ないもの(対象床面積120平方メートル当たり、スピーカーの設置数が1個程度のもの)

B 程度

「程度」の補正は、配線に用いられている管材の程度と仕上がりの良否によって行います。

増点補正……1・20 上等なもの(金属管内配線で、良いもの)

標準 ……1・00 普通のもの(金属管内配線で、普通のもの)

減点補正……0・80 普通以下のもの(塩化ビニル管による配線程度のもの)

※ C D管(耐燃性のない合成樹脂管)、P F管(耐燃性のある合成樹脂管)等の合成樹脂管内配線のものも0・80の減点補正をします。

④ 計算単位

対象床面積を用いて計算します。ここでいう対象床面積とは、通常のアナウンスで聞き取れる範囲をいいます。

⑤ 確認事項

A スピーカーの設置数、設置箇所(設備配置図により)の確認

B 配線の種類(管材)(見積書により)の確認

C 間仕切りと設備数の関連性(建物の大小のほか、間仕切りの多少(部屋数の多少に影響される傾向があるので留意します)の確認

(8) 監視カメラ配線設備

監視カメラ配線設備の概要

別表第12「非木造家屋再建築費評点基準表」で対象としているものは、ボイラー室の監視用、排煙状況調べ用、銀行、店舗(コンビニエンスストア等)などにおける盗難防止や、共同住宅等の防犯対策等のために設置されている監視設備のことです。テレビおよびカメラ以外の配線設備の部分

をいいます。

① 標準評点数

標準評点数は、配管、配線の施工量は設置カメラ台数に密接に関係し1台当たりの評点数です。

② 標準量

1台当たりです。

③ 補正項目および補正係数

令和3基準年度の見直しにより補正項目「配置」は、削除されました。

④ 計算単位

設置カメラ台数です。

(9) テレビジョン共同聴視設備

テレビジョン共同聴視設備の概要

テレビの聴視には、アンテナが必要になります。小規模の建物、住宅等では専用アンテナを設置すれば足りませんが、マンション・集合住宅で室内アンテナではテレビの映りが悪いという理由で、各自が勝手に屋上にアンテナを立てケーブルを敷設したのでは、アンテナが乱立し建物の維持管理、保守点検、美観等に支障があります。そこで、このことを解消するために別表第12「非木造家屋再建築費評点基準表」の評点項目「テレビジョン共同聴視設備」が必要になります。

○ 受信方法

A 共同アンテナ方式

この方式が別表第12「非木造家屋再建築費評点基準表」の評点項目「テレビジョン共同聴視設備」です。空中を飛んでいるテレビのUHFアンテナ(地上デジタル)、衛星放送用のパラボラア

ンテナ※はそれぞれ1台で受信をし、増幅しすべての住戸に配分する方式です。

※ パラボラアンテナとはBSと、CS(衛星放送)を受信するアンテナです。

B ケーブル方式(CATV)

テレビ信号を空中ではなく、テレビ送信しているケーブルテレビ会社と契約をして同軸ケーブルや光ケーブルから分岐して受信し、この信号を増幅して契約している住戸に配分する方式です。

※ 評価上においては、ケーブル方式(CATV)はアンテナを必要としないため「総合的なもの」の標準評点数に0・95を乗じて評価付設します。なお、実際にアンテナが設置されていれば0・95は乗じません。

○ 主要機器

テレビジョン共同聴視設備の主要機器は、親アンテナ、整合器、分配器、分岐器、およびこれらを接続する配線です。

A アンテナ

テレビジョン電波をキャッチして各テレビ(受信機)に送る機器です。

B ブースターアンプ

配線が長くなる端末でもテレビを視聴できるように信号を増幅する装置です。

C 整合器

整合器は、伝送率を高め美しい画像を得るために用いられる装置です。

D 分配器

分配器は、親アンテナで受信した電波を分配回路に各住戸とも平均的に分配するのに用いられる装置です。

E 増幅器

増幅器により画像がハッキリ映るようにする機器です。

別表第12「非木造家屋再建築費評点基準表」の評点項目「テレビジョン共同聴視設備」は、「総合的なもの」と「局所的なもの」に区分されています。

「総合的なもの」……テレビが建物全体に設置されている場合です。

「局所的なもの」……建物の一部分(守衛室等)にテレビが設置されている場合です。

「総合的なもの」と「局所的なもの」の設備の内容はほとんど同じですが、テレビ配線の取り出し口数が異なります。このため、テレビ1台当たりで見ると割高になりますので「局所的なもの」が示されています。「局所的なもの」は、守衛室、宿直室など建物の一部分にテレビを設置する場合を想定しています。

① 標準評点数

標準評点数は、アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器等の主要機器、同軸ケーブル、配管、ボックス類等の資材費および労務費から成り「総合的なもの」の場合は床面積250平方メートルにテレビが1カ所ときの延べ床面積1・0平方メートルであり、「局所的なもの」の場

合は、5台1組程度の場合の1組当たりのものです。

② 標準量

1・0平方メートル当たりと1組当たりです。

③ 補正項目および補正係数等

○ 「総合的なもの」の補正項目は、「器具数」と「規模」の2項目です。

A 器具数

「器具数」の補正は、器具数の多少による配線延長の長短の相違を考慮し補正するものです。

増点補正……1・50 多いもの(床面積150平方メートル程度に対しテレビが1カ所のもの)

標準 ……1・00 普通のもの(床面積250平方メートル程度に対し、テレビが1カ所のもの)

減点補正……0・80 少ないもの(床面積300平方メートル程度に対しテレビが1カ所のもの)

B 規模

「規模」の補正は、規模の大小により配線等の工事が増減することを考慮し補正するものです。

増点補正……1・05 1000平方メートル程度のもの(上限)

標準 ……1・00 3000平方メートル程度のもの

減点補正……0・93 1万平方メートル程度のもの(下限0・90)

※ 本項においては他の補正項目「規模」と同様に「上限」です。

○ 「局所的なもの」の補正項目は、「器具数」

## 〈電気設備評価計算書〉

部分別および 評点項目	標準 評点数	使用量 または割合	平均標準点数		補正 項目	補正係数			単位当たり 評点数	計算 単位	再建築費 評点数
	A	B	C	C'		D	D'	E(C*D')	F	G(E*F) または(C*F)	
●建築設備											
◆電気設備											
電灯設備	5,940	—	5,940	5,940					5,940	延べ床面積 1,475.92	8,766,964
電話配線設備	1,220	—	1,220	1,220	配置	27.8475 m	0.11	0.1100	134	延べ床面積 1,475.92	197,773
テレビジョン 共同聴視設備	220	—	220	220	器具数	9カ所	1.43	1.4872	327	延べ床面積 1475.92	482,625
総体的な もの					規模	1475.92 m	1.04				

電話配線設備補正項目  
「配置」の比例計算

当該建物の数値 = 1475.92㎡ ÷ 53個 = 27.8475

$$1 - \frac{(1.0 - 0.50) \times (27.8475 - 10)}{(20 - 10)} = 0.107 \rightarrow 0.11$$

※基準解説によれば、減点補正率の「密度の低いもの」とは1個以下となっていますが、本稿では比例計算をします。

テレビジョン共同聴視設備  
補正項目「器具数」の  
比例計算

当該建物の数値 = 1475.92 ÷ 9 = 163.9911

$$1 + \frac{(1.50 - 1.00) \times (250 - 163.9911)}{(250 - 150)} = 1.43$$

テレビジョン共同聴視設備  
補正項目「規模」の  
比例計算

当該建物の数値 1475.92㎡

$$1 + \frac{(1.05 - 1.00) \times (3,000 - 1475.92)}{(3,000 - 1,000)} = 1.038 \rightarrow 1.04$$

のみの1項目です。  
この場合の器具  
数は、1組（1セ  
ット）当たりのテ  
レビ台数として判  
定するものです。

A 器具数  
増点補正……  
1・60 10台1組  
程度のもの  
標準 ……  
1・00 5台1組  
程度のもの  
減点補正……  
0・70 3台1組  
程度のもの

④ 計算単位  
「総体的なも  
の」の場合は延べ  
床面積を、「局所  
的なもの」の場合  
は組数を用います。  
器具数と設置可  
能数により判断す  
るため、テレビが  
実際に設置されて  
いなくても配線が  
あれば評点付設し

照)

事例家屋評価計算表

〈電気設備評価計算書参  
照〉  
(建物税務評価研究会)

⑤ 確認事項  
A テレビ用端子（直列ユニット）の設置状況  
および設置数（テレビジョン共同聴視設備系統図  
配置図、見積書等により）の確認  
B 建物規模（登記簿、平面図等により）の確  
認  
C テナントビルの場合、端子盤、配管、配線  
およびテレビ用端子の工事状況を勘案しそれぞ  
れの施工部分（見積書、工事区分の契約書等によ  
り）の確認

事例家屋の設計図書または見積書からの拾い出  
し  
① 見積書の内訳書より1階、2階、3階の照  
明設備、コンセント設備、非常用照明設備あり  
② 電話配線設備は、見積書において1式とな  
っており、事業者および現場で確認したところ53  
個と確認しました。  
③ テレビ共同聴視設備系統図および見積書の  
内訳より各階とも直列ユニットが3個あり全部で  
9個です。

## 2・1%増、2年連続プラス

島根県

島根県の2019年度県税決算見込み額は、前年度決算比2・1%増の698億円で、2年連続のプラスとなった。

個人県民税は0・3%増。均等割・所得割が0・6%伸び、配当割も15・7%増加した。一方、株式等譲渡所得割は34・9%の大幅減となった。法人県民税と法人事業税は製造業や建設業の業績が好調で、それぞれ11・4%増。個人事業税は納税義務者数が減り、2・9%減となった。

不動産取得税は大規模な非木造家屋の新築が増えたことから、30・2%増。自動車税は環境性能割の創設により、2・2%増加した。9月末で廃止された自動車取得税は48・0%減となった。

「その他」では、産業廃棄物減量税が排出事業者の処分量の減少で33・7%減となった。納付率は99・2%と高い水準を維持。全市町村で個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んだことが奏功した。

(古川夏月〓松江支局)

税目	決算見込み額 (百万円)	伸び率 (%)
道府県民税	23,735	0.6
個人	20,698	0.3
均等割・所得割	19,997	0.6
配当割	472	15.7
株式等譲渡所得割	229	△34.9
法人	2,873	11.4
利子割	164	△56.0
事業税	16,875	10.8
個人	668	△2.9
法人	16,207	11.4
地方消費税	12,174	△0.8
不動産取得税	1,303	30.2
たばこ税	641	0.6
ゴルフ場利用税	93	△20.5
自動車税	8,331	2.2
自動車取得税	569	△48.0
軽油引取税	5,146	△2.0
その他	933	△8.8
合計	69,800	2.1

## 1・8%減、2年連続減収

熊本県

熊本県の2019年度県税決算見込み額は、前年度決算比1・8%減の1580億2000万円円で2年連続の減収となった。県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲が影響した。16年4月の熊本地震からの復興需要が落ち着き、法人2税や不動産取得税もマイナスとなった。

個人県民税は1・6%減。熊本市への税源移譲で均等割・所得割が減少。配当割は増えたが、米中貿易摩擦の影響などから株式等譲渡所得割が大幅に減収した。

地方消費税は1・9%増。不動産取得税や軽油引取税はマイナス。家の着工件数、軽油を使用する工事用車両の減少などが響いた。徴収率は0・1%上昇し98・6%。県税の滞納繰越額は19億6000万円。前年度から3900万円圧縮で減少した。「全体の約8割が個人県民税。市町村の徴収業務の支援、助言の取り組み強化を図る」(税務課)としている。

個人県民税は1・6%減。熊本市への税源移譲で均等割・所得割が減少。配当割は増えたが、米中貿易摩擦の影響などから株式等譲渡所得割が大幅に減収した。

(小山貴央〓熊本支局)

税目	決算見込み額 (百万円)	伸び率 (%)
道府県民税	47,181	△2.5
個人	40,243	△1.6
均等割・所得割	38,786	△1.7
配当割	922	24.4
株式等譲渡所得割	535	△25.8
法人	6,754	△3.3
利子割	184	△63.2
事業税	36,581	△1.3
個人	1,984	△1.3
法人	34,597	△1.3
地方消費税	28,278	1.9
不動産取得税	4,865	△8.5
たばこ税	1,976	△0.2
ゴルフ場利用税	568	△1.6
自動車税	22,535	2.3
自動車取得税	1,316	△47.0
軽油引取税	14,580	△3.6
その他	140	△5.4
合計	158,020	△1.8

## 税制・税務の動き

# 国際課税ルール、年内合意断念 導入なら年10兆円超の税収増—OECD

経済協力開発機構（OECD）は12日、巨大IT企業などの税逃れを防ぐ新たな国際課税ルールについて、目標だった年内合意を断念し、今後の議論の方向性などを記した「ブループリント（青写真）」を公表した。インターネットを通じ、国境を越えて多額の収益を上げる企業の利益配分ルールなどが定まらず、合意期限を延期し、来年半ばを目指して協議を継続する。

新型コロナウイルスの影響から、対面協議ができなかったこともあり、グループやアップルといった巨大ITを抱える米国と、課税強化を求める欧州との間で折り合いが付かなかつた。OECDは共通の課税ルール導入により、世界全体で法人税収の最大約4%に当たる年間1000億ドル程度、日本円で10兆円を超える税収増が見込まれるとの推計を示した。

共通ルールはOECDを中心に国際的な枠組みで検討。ネットなどを介して稼ぎ出した利益の一定割合を超える部分について、本社を置く国だけでなく、売り上げがあつた国も課税できる制度づ

くりを進めている。各国は現在、その国に支店や工場などの拠点がないと法人税を課税できないためだ。共通ルールでは、法人税の引き下げ競争回避を目的に国際的な最低税率設定を目指したが、これも合意を先送りした。

### 企業版ふるさと納税で人材派遣 地方創生事業に従事—政府通知

政府は、自治体の地域活性化事業に寄付した企業に税制優遇する「企業版ふるさと納税」の対象に、企業が社員を地方に派遣する新たな仕組みを加えた。留意事項をまとめ、都道府県と市町村に13日付で通知した。東京一極集中の是正に向け、地方への人の流れを後押しする狙いがある。

企業版ふるさと納税は、対象企業に税額控除などで寄付額の最大約9割を軽減する制度。新設した人材派遣型では、企業が人件費を含めた事業費を自治体に寄付した上で、社員を地方に派遣して事業に従事させる。派遣された人材は、自治体の任期付き職員のほか、観光協会や観光地域づくり

法人（DMO）などで採用される。

自治体にとつては、民間の専門知識を地域活性化に生かせるほか、人件費を負担することなく人材を受け入れられるメリットがある。派遣をきっかけに、継続的に関わりを持つ「関係人口」の創出も期待できる。企業側は人材育成や地域貢献につなげられる。

### 紙の保存、要件緩和を 税務手続き電子化—政府税調

政府税制調査会（首相の諮問機関）が16日開いた納税環境の整備に関する専門家会合で、紙の領収書や請求書の電子的保存について要件緩和を求める声が上がった。政府は手続きの電子化を進めており、今後具体的な対応を検討する。

企業は領収書などを紙で受け取つた場合、パソコンなどで保存して、紙は破棄できる。ただ、税務署長の承認に加え、受け取りからおおむね3営業日以内に、改ざんされていないことを証明する電子的な処理が必要。年1回程度実施される内部の定期検査まで、原本となる紙の保存も条件になっている。委員の1人からは「改ざんには」重加算税を含めたペナルティーで抑制し、「手続きの簡素化を止めない方向で議論してほしい」との指摘が出た。

## 税金周辺情報

### 3次補正、通常国会提出へ 雇用など追加経済対策—政府・与党

政府・与党は、追加経済対策を盛り込む2020年度第3次補正予算案を年内に編成し、21年1月召集の通常国会に提出する方向で調整に入った。新型コロナウイルスで落ち込む景気の下支えや雇用対策が中心となる見通し。菅義偉首相が経済状況などを見極めた上で追加対策を指示する。

政府高官は13日、「株価は堅調だが、雇用や業種で不安な部分がある」と述べた。11月16日に公表される7～9月期の国内総生産(GDP)速報値などを踏まえ、首相が最終判断するとみられる。3次補正編成は与党側が求めている。

加藤勝信官房長官は13日の記者会見で「デジタル化やサプライチェーンといった新しい課題に対して集中的な改革、必要な投資を行っていく必要がある。必要があればちゅうちよなく臨機応変に、時機を逸することなく経済対策を行っていく」と語った。まずはコロナ対策予備費の残額7・8兆円を活用する考えも示した。

新型コロナウイルス対策をめぐり、安倍政権は先の通常国会で2度の大型補正予算を成立させた。一般会計総額は計57兆円を超え、一律10万円の現金給付、観光需要喚起策「Go To キャンペーン」な

どを盛り込んだ。従来の対策の拡充・期間延長に加え、新たな対策を打ち出すかが焦点となる。

### 返済猶予を半年延長 コロナ打撃の途上国支援—G20財務相会議

日米欧や中国など20カ国・地域(G20)の財務相・中央銀行総裁は14日夜、テレビ会議を開催した。新型コロナウイルス危機で打撃を受ける開発途上国に対する債務返済猶予の期限を20年末から半年延長することで合意した。採択した共同声明に盛り込んだ。

共同声明では、途上国の資金調達に厳しい状況を踏まえ、21年春までに、債務返済猶予の期限をさらに6カ月延長するかどうか検討する方針も示した。

コロナ危機では、医療体制や財政基盤が弱い途上国への影響が懸念されている。G20声明は、途上国の借り入れ返済について、「完全かつ透明性が高いイニシアチブ(計画)を実施すべきだ」と指摘した。

またG20は、コロナ危機をめぐり、各国の景気浮揚策で「世界の経済活動は回復の兆しを示しており、見通しは改善している」とする一方、景気の先行きは「大きな下方リスクにさらされている」として、財政措置や金融緩和など「すべての利用可能な政策手段を引き続き用いる」と改めて

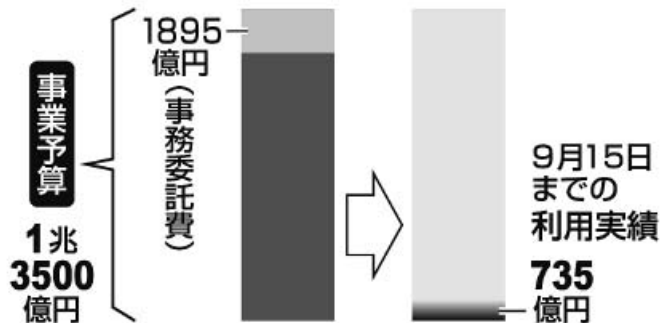
宣言した。

### GoTo、予算枠を追加配分 政府、35%割引維持

政府は13日、観光支援事業「Go To トラベル」の割引原資となる給付金枠を民間旅行会社に追加配分する方針を表明した。政府は35%の割引幅を維持する構

えで、給付金枠の不足を理由に旅行予約サイトによって条件がばらつく事態は解消される。ただ、問題が続出した同事業の「トラベル体質」を改めて印象

### 「GoToトラベル」予算の状況



付けた形で、利用客や旅行業界に不安を残した。大手予約サイトの「Yahoo!トラベル」や「じゃらん」は、予算枠が不足する恐れがあるとして、旅行費用の35%、最大1万4000円まで受けられる割引の上限額を一時3500円に引き下げた。政府方針を受け、両社は13日午後から元の割引上限に戻した。

赤羽一嘉国土交通相は13日の閣議後記者会見で、「35%の割引を堅持する」と強調。民間各社の予約実績などを踏まえ「機動的に追加配分する仕組みにしたい」との考えを示した。

新型コロナウイルス流行に苦しむ旅行業界を支援する同事業の予算1兆3500億円のうち、9月15日までの利用実績は735億円にとどまる。このため政府は「直ちに予算が枯渇する状況にはない(赤羽氏)」と説明している。

### 保険適用「年末に工程」

#### 不妊治療支援で首相

政府は15日、首相官邸で全世代型社会保障検討会議を開き、少子化対策を議論した。菅義偉首相は席上、自身が早期実現に意欲を見せている不妊治療の保険適用に向け「年末に工程を明らかにする」と表明した。保険適用までの間は、現行の助成を大幅に拡充する考えも示した。

同会議の開催は6月以来で、菅政権発足後は初めて。今後、医療分野なども討議し、年末に最終報告を取りまとめる予定だ。

首相は会合で「若い人たちが将来も安心できる全世代型社会保障制度を構築していく」と強調。待機児童解消のための受け皿拡充に向け、新たな計画を年内に策定することや、配偶者の出産直後に男性が育児休業を取得しやすくする制度導入を目指す意向を示した。

### 濃厚接触者、陰性確認で受験可

#### 大学共通テストで対策—政府

政府は15日、東京都内で開いた新型コロナウイルス感染症対策分科会(会長・尾身茂地域医療機能推進機構理事長)で、来年1月の大学入学共通テストに際し、無症状の濃厚接触者は陰性確認などを条件に受験可能とすることを含む対策を示した。イベント開催制限のさらなる緩和に向け、プロ野球での実証実験を行う方針も提案。いずれも了承された。

従来のセンター試験に代わり、来年1月に初めて実施される共通テストには、約53万人が志願した。

政府は、受験生が濃厚接触者に該当した場合の対応を検討。進路への影響を考慮して、検査で陰性▽受験当日も無症状▽公共交通機関を利用せず人混みを避ける▽別室での受験——を満たせば受験を認めることとした。

試験会場への入場時に検温はしないが、当日37.5度以上の発熱があれば、受験生には後日行われる追試験の受験を求める。会場の座席は1人

程度の距離を取り、1科目終了ごとに10分程度の換気を徹底する。食事を除き常時マスク着用を義務付ける。試験中に発熱やせきなどが出た場合、医師らが健康状態をチェックし、追試や別室での受験で対応する。

イベント開催制限をめぐるっては、神奈川県や横浜市などが参加し、横浜スタジアム(横浜市)で10月30日から3日間、実証実験を実施する。大規模スポーツイベントでは、観客数の上限が収容定員の50%までだが、8割程度まで入れて、感染予防策の状況や、感染者が出た場合の濃厚接触者の追跡が可能かどうかを調べる。

### オンライン利用促進へ数値目標

#### 行政手続き、基本計画策定へ—規制改革会議

政府の規制改革推進会議は12日、電子政府に関する作業部会を開き、行政手続きのオンライン利用を促進するため、各府省に利用率の目標や達成期限を盛り込んだ基本計画の策定を求めることを決めた。12月上旬の取りまとめを目指す。

対象は①児童手当の受給資格の現況届け出②車庫証明の申請③自動車の新規・変更登録——など、主に年間10万件以上の手続きが行われる12府省の28事業。今後オンライン化される運転免許証の再交付申請や犬・猫のマイクロチップ情報登録なども含まれる。

基本計画には、利用率向上を妨げる課題や解決に必要な方策も明記する。



## 今年の世界成長、マイナス4・4% 25年までに損失3000兆円—IMF予想

【ワシントン時事】国際通貨基金（IMF）は13日、最新の世界経済見通しを発表し、2020年の世界成長率をマイナス4・4%と、6月時点の予測（改定後）から0・8%上方修正した。新型コロナウイルス感染症拡大を受けた先進国と中国の景気悪化に歯止めがかかったことが背景。ただ「回復は長く険しい」と警告し、経済損失が25年までに計28兆ドル（約3000兆円）に達すると試算した。

IMFは「世界経済は過去10年で最もひどい不況にある」と指摘。20年の成長率は、リーマン・ショック後の09年（マイナス0・1%）と比べても大幅に落ち込み、データのある1980年以降で最悪となる。

先進国は大規模な経済対策で4〜6月期の不況の谷が想定より浅く、7〜9月期は回復が定着すると判断。20年の成長率について、日本は0・5%引き上げてマイナス5・3%と予測した。米国はマイナス4・3%、ユーロ圏はマイナス8・3%と、いずれも上方修正した。

対照的に新興・途上国はマイナス3・3%と0・2%下げた。短期間に感染拡大を封じ込めた中国は1・9%と0・9%上方修正したものの、

## 海外トピックス

感染者が700万人を超えたインドは2桁の大幅なマイナス成長に沈む見込み。

21年の世界全体の成長率は、5・2%と0・2%引き下げた。25年までは3・5%程度と回復は鈍く、経済損失は20〜21年で計11兆ドル、20〜25年は計28兆ドルに上ると予想。「中期の成長低迷は債務と貧困の増大、格差拡大を伴う」と各国に政策対応を呼び掛けた。

## EUの対米報復関税を承認 ボーイング補助金めぐり—WTO

【ブリュッセル時事】世界貿易機関（WTO）

は13日、米航空機大手ボーイングへの米国の補助金をめぐり、欧州連合（EU）が米国からの輸出品のうち年最大約40億ドル（約4200億円）相当を対象に報復関税を課すことを承認した。

WTOは米国に対しては昨年10月、欧州航空機大手エアバスへのEU補助金をめぐって年最大約75億ドル相当を対象とする報復関税を承認済み。トランプ米政権はEU産品への上乘せ課税を導入している。EUも対抗すれば、双方の貿易摩擦はさらに深まる可能性がある。

欧州委員会のドムブロフスキス上級副委員長は承認を受け、「交渉による解決を強く望む。そうでなければ、われわれの利益を守らざるを得ない」とツイッターで強調した。

EUは、米国に関税撤回を求めている一方、航空機や蒸留酒、冷凍水産物など対象となる米産品の候補を公表し報復関税の準備も進めている。

## トランプ氏、退院後初遊説

コロナ陰性、健在ぶり誇示—米大統領選

【ワシントン時事】トランプ米大統領は12日夜（日本時間13日午前）、南部フロリダ州サンフォードで選挙集会を開いた。トランプ氏は2日に新型コロナウイルス感染症を公表し、3日間入院。退院後初の遊説で、投票まで約3週間に迫った大統領選に向けた運動を本格的に再開させた。

トランプ氏は約1時間演説し「私には免疫があり、力がみなぎっている」「大統領ならリスクがあっても、地下室にこもらず出て行かねばならない」などと訴えた。演説後は音楽に合わせて聴衆にガッツポーズを見せるなど、健在ぶりを誇示した。

これに先立ち大統領専属医のコンリー医師は12日の声明で、トランプ氏が感染検査で複数日連続して陰性だったと発表。「大統領が他人に感染させることはない」と確認した。

大統領選で対決する民主党のバイデン前大統領は、退院から1週間での選挙運動再開を「無謀な振る舞いを（遊説先に）持ち込む以外の何ものでもない」と批判している。

## 経団連の21年度税制改正要望

## 特集

## コロナ禍対応、企業支援を

## 研究開発税制拡充、デジタル変革推進

経団連は2021年度税制改正要望で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業を下支えするとともに、「ポストコロナ」を見据え、中長期の成長を後押しする税制の整備が重要だと訴えた。研究開発税制や欠損金の繰り越し控除制度の拡充、デジタル技術で既存制度を革新する「デジタルトランスフォーメーション（DX）」関連投資を後押しする税制の創設などを求めた。

提言では、新型コロナウイルスの感染拡大で日本経済が大きな下押し圧力に直面しているとして、「税制による企業活動の下支えを行いつつ、一刻も早い経済成長軌道への回復を図ることが重要」と強調した。

法人税では、企業の試験研究費の一部を法人税から控除できる研究開発税制について、控除上限を現在の25%から30%に引き上げるよう求めた。

コロナ禍による収益低下で法人税額の減少が見込まれるため、企業にとっては控除できる税額も減少する可能性が高い。ただ、企業にとっては「業績が悪いからといって、将来の成長につながる研究開発費を削るわけにはいかない」（経団連幹部）。このため、リーマン・ショック後の09年度に控除

上限が30%引き上げられたことも踏まえ、経団連としてはリーマン時と同水準の税制支援を求めた。研究開発税制に基づく減税額は例年5000億〜6000億円程度。経団連は新型コロナウイルスによる業績への影響で、1000億円程度控除できなくなる可能性があるとみる。上限引き上げとともに、上限を超えた金額については翌年度以降に繰り越してできる制度の復活も求めた。

コロナ禍対応では、19年度と20年度に「多額の欠損金が発生する蓋然（がいぜん）性が高い業界がある」と指摘。過去の赤字を黒字と相殺して法人税額を減らせる欠損金の繰り越し控除制度について、この両年度に発生する欠損金を念頭に、現在50%まで可能としている控除上限を「向こう数

年間」は撤廃・大幅緩和することを要望した。控除できる期間を10年からさらに延ばすことも選択肢と提案した。

3年に1度の評価替えの年に当たる土地の固定資産税については、コロナ禍が本格化する以前の1月1日を基準日とした評価替えを行った場合、それまでの地価上昇を反映した税額を企業が向こう3年間負担する必要がある。このため、税額を一定期間据え置く緊急措置が必要だとした。一方、ポストコロナを見据えた対応としては、「潜在成長力の確保に資するDX推進の観点を踏まえ、イノベーションの源泉の創出を強力に後押しすべきだ」と強調した。

この観点から、研究開発税制ではクラウドコンピューティングに利用されるソフトウェアの開発費について、税制の対象に認めるよう要望。これまでは、自社用ソフトウェアとして控除対象外だったが、クラウドサービスの利用が一般的になったきた現状を踏まえ、税制区分を見直す必要性を

訴えた。さらに、大学と企業が共同で研究を行う「オープンイノベーション型」の減税措置については適用要件の簡素化を求めた。

DXを推進するソフトウェアや機器、装置などへの設備投資減税も要求。具体的には安全性の高いグローバルなサプライチェーン構築のためのサイバーセキュリティ関連投資や、テレワークなど非対面・遠隔サービスを促進するシステムなど

### 前向きな投資下支えを 井上隆経団連常務理事に聞く

——来年度の税制改正要望のポイントは。新型コロナウイルス感染症の影響で、企業の業績は大変苦しい。「ウイズコロナ」で経済をどうやって正常化させていくのかということが足元の視点。また、ポストコロナに備えて、前向きの投資が途絶えることなく継続していかなければならぬ。この二つの視点が重要だ。

——研究開発税制の拡充を求めた。

—— 今期の企業業績を考えると、課税所得はかなり減りそうだ。そうなると研究開発税制は税額控除方式のため、控除できる金額が減ってしまう。ポストコロナをにらみ、税制上も企業の研究開発投資の意欲をそがないという点から、控除上限の引き上げをお願いしたい。また、ソフトウェアの取り扱いには時代とともにかなり変わってきているので、クラウドサービスなどに使

への投資を促す措置を設けるよう提案した。

このほか、菅義偉首相が推進する行政のデジタル化に関し、押印や書面が必要な税務手続き面でもデジタル化の促進や簡素化を要望。租税条約に関する届出書や財形貯蓄の届出書などの押印廃止や書面のデジタル化を要望した。

巨大IT企業の課税逃れを防ぐ国際課税ルールづくりでは、引き続き経済協力開発機構

われる自社利用ソフトを開発する場合の費用を研究開発税制の対象にしてほしい。

—— コロナ禍で明らかになったのはデジタル化の遅れ。日本全体でDXを進めていく上でも研究開発投資は維持しなくてはならず、そこを下支えするような税制が必要だ。

—— 欠損金繰り越し控除の拡充要望の狙いは。足元ではなく、企業業績が回復してきたときに回復の足取りをより確かなものにしてほしいというのが要望の趣旨だ。企業によつては通常とは異なる巨額損失が出る予想もあるので、その損失を将来の回復局面にきちんと使えるような形にしてほしい。

—— デジタル化、DXに関する要望は。

—— 税務上の書面・押印・対面原則をしつかりと見直していただきたい。地方税の納税システムも対象範囲を拡大して、固定資産税などを含める形にしてほしい。

—— コロナ禍でテレワーク、非対面・非接触型の

(OECD)などでの議論の進展への期待と、導入時の事務負担の軽減を求めた。

—— コロナ禍対応で膨張した財政の運営については、「当面は感染症への対策を最優先すべき」と指摘。一方、ポストコロナを見据え、「経済再生なくして財政健全化なし」の方針の下、歳出・歳入両面からの経済・財政一体改革を着実に推進する必要性を訴えた。

(井町知致 || 経済部)

—— ビジネスの進め方が定着してきたが、まだ全体的に対応できないところもあり、企業も巨額投資が必要になってくる。DXを進めるための税制面の支援をお願いしたい。ニーズは企業によつて違う。中小企業は基本的なリモート環境の整備、大企業はセキュリティやトータルでDXを進めるためのソフトウェアなどのニーズがあると思う。

—— 財政健全化の議論はどう進めるべきか。

—— 今はず、企業は雇用を守り、事業を継続していかなければいけない。補正予算など政府のさまざまな対応は歓迎している。コロナの状況によつて当面の財政運営の仕方は変わってくるが、一方で、長期的なサステナビリティ(持続可能性)を考えると、財政健全化は常に念頭に置いておく必要がある。財政健全化の鍵となるのは社会保障制度で、将来的には消費税の見直しを視野に入れていかなければいけない。

(井町知致 || 経済部)



秋田市企画財政部市民税課長

小林 丞

## 私の苦心

### 初めての税務業務

「税部門で財源いくら出せる？」——。毎年明けの最初の土日どちらかに市民税課長が財政課長に呼び出され、予算の財源調整の場で行われているせりふ。何回かの押し問答の後、財政課の圧力に負けて財源を出させられる。これは毎年恒例の儀式となっている。

私は、税部門での職務経験がなく、財政担当7年、財政課長補佐2年を経験し、市役所内では財政の人である。そんな私が本年4月から市民税課長を拝命し、市民税課業務に携わることになった。

秋田市は、秋田県の県庁所在地で人口は30万人余り、東北の米どころで緑あふれる中核都市である。市民税課では、主に個人市民税・県民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税の賦課および徴収業務などを管理職含め31名で行っている。異動してみると、個人市民税賦課業務の繁忙期の真ただ中で、職員には話し掛けづらい雰囲気漂っていた。

そんな中、本年5月1日に軽自動車税納税



通知書を発送したが、ゴールデンウィーク明けに市民から問い合わせがあり、通

知書に表記された口座情報の誤記載等が判明した。これはプログラムの改元対応部分の改修漏れが原因であった。発送数約7万6000件のうち、対象者は281名、記者会見で内容を発表し、各市民には個別におわびの文章を送付した。一義的には委託業者の改修漏れが原因だが、改元後のチェックが十分ではなく、発送前の確認でも気付くことができずに生じたミスでもあった。

また、特別徴収の税額通知書は5月18日に発送したが、それについても何件か問題が発生した。1件目は、所得金額を過大に計上し、非課税のところを課税としてしまったもの。給与支払報告書などを調べながら所得金額を算定する中で専従者給与を二重に計上してしまった。こちらのミスを先方へ謝罪し、正しい通知書を再度送付した。ダブルチェックは行っていたがミスを防げなかつたので、チェック体制の強化を図るしかない。

2件目は、給与支払報告書が当課に届かず特別徴収の税額通知書が市民に送付されな

ったというもの。2年連続で生じた事案であり、給報を職員で手分けして探したが見つからなかった。本市ではレターパックの收受記録を取っておらず、給報が当課に届いた事実を確認できなかった。対策として、レターパックの收受記録を取ることとし、文書の所在が不明という事態が生じないようにした。

このような事案を通じて職員とコミュニケーションを図りながら、業務内容や問題点などの把握に努めている。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の税部門の職員は大変苦勞されていると思う。本市でも徴収猶予をはじめ、さまざまな影響が生じている中、この文章を作成している8月時点では税収等の決算見込みと翌年度の見込みを立てている。これらの見込みは新年度予算などの基礎資料となる。企業業績の悪化および給与所得の低下により、かなりの厳しい税収減が見込まれるが、現時点ではコロナ影響の全体像が把握できずにいる。これには強く危機感を覚えており、今後にも注意深くこれらを見守り、適宜、財政当局に必要な情報を提供していかなければならないと考えている。

今年の財源調整の時期は、年末にやってくる。「税部門で財源いくら出せる?」。この問いに私はどう答えるであろうか。